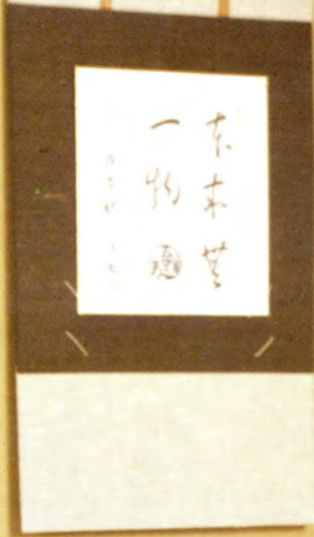


七折



県広報

1980/2 No. 133



八、八九〇ha 五割増(昨年比)

県農業に厳しい試練

稲垣 米の生産調整は昭和四十六年から始まり、年々、減反政策が強化されてきたのですが、昭和五十三年度では、富山県の減反面積を五千九百九十ヘクタールに三年間固定させるという約束でスタートしたわけですが、ところが、三年目の今年は八千八百九十ヘクタールという、これまでの五割近くも上のせされる事態となり、富山県の農業は非常に厳しい現実を迎えることになったわけでは。

さて、この事態を総元締めと言える、富山県農協中央会の副会長の要職にある松井信勝さんは、どのように受けとめておられるか聞いてみましょう。

販売量も二、〇〇〇ト減

松井 正直いって困りました。政府が三年前に打ち出した政策は「十カ年計画」「三年一周期」ということで、私たちはそういう



本当に困りました……と語る松井副会長

二千斤けずられましたからね。富山県の場合は、一万二千トどころか、限度数量(政府が各県から買い上げる米の割当量)すらも、毎年毎年(収量が)でいていないですよ。うまい米を作っているため、どうしても収量が

下がりますからね。それが今度は昨年の予約と比較して一万二千トの販売高予約の減少でしょう。昨年(予約限度数量を)三千トくらいでいませんと、販売量が一万五千トくらい落ちることになるわけですから、これには事実まいりました。農家の方々に何と言ったらいかが。

国全体のベースから言えば「食べない米は一時作らないでおこうじゃないか」ということでし

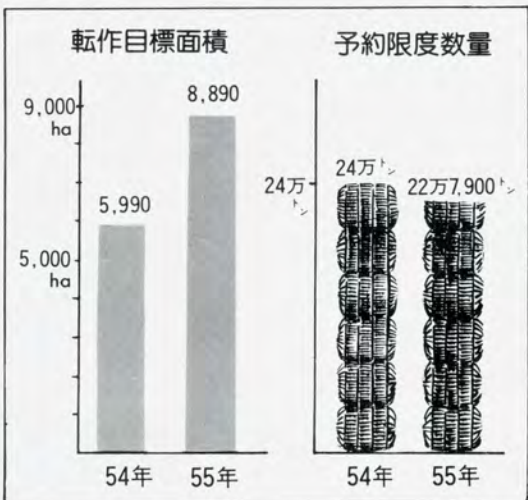
八〇年代富山県農業は 転作が軸に

転作が軸に

西本 八〇年代の幕明けということですが、これからの農業はこの転作問題が軸になって、論議が進むのではないのでしょうか。水稲単作地帯で、しかも銘柄

米をつくってきた本県にとって、この転作目標というのは量的にも、非常に厳しいものであると思います。これは、米の主産地としての本県の主張が、政府に

十分に反映されなかったわけで、残念ですね。この転作については、ある程度農家の方々に理解をいただいているとは思いますが、全



この難局を乗り切っていかなければ……と西本部長

国一に兼業率の高い本県の農家の方々には、大変なご苦労のことと考えています。

しかし、これからの日本の農業、あるいは富山県の農業の将来を考えると、あらゆる技術改革を行って、この難局を乗り

きつていかなければならないのではないのでしょうか。

米作・転作のかねあひも

考えながら

西本 また一方、予約限度数量は一万二千ト減りましたが、何としても生産地としての米です。より一層力を入れまして、従来から評価の高い、うまい富山米を作って、消費者の方々の信頼に

せてお互いに満足していけるよ

うにすることが望ましいわけで大変な年であろうと思いますが私なりに理解し、指導していきたいと思っております。

限度数量確保に

一〇アール四五*

稲垣 この予約限度数量を確保するには、十アールあたりの

稲垣 さて、県では国から示された転作面積を、昨年の暮れに各市町村に配分されましたが、問題は、一体何を転作すればいいのかということになると思

西本 将来的に見て本県に転作

を定着させるためには、何といても流通・価格面で安定しているものでないと、農家の方に受け入れてもらえないでしょうし、また、従来から稲作等についてもほとんど機械化されていますから、転作についても機械

機械化・安定収量

転作作物の条件

そういう作物でなければ農家にもなかなか理解してもらえないだろうと思っております。

まあ、そういうことから、まず「麦」は麦の中でも本県に実績のある大麦をそれから「大豆」そして「ソバ」「野菜」ということになろうかと思っております。

稲垣 水島地区で麦の集団化が始まったのはいつからですか。

加藤 集団化そのものが始まったのは五十三年の春でした。何

としても水田利用再編という私ども農民にとってはたいへん

れを上回る四百九十五トくらいをとらないと予約限度数量に達しないということになります。ですから転作もさることながら、転作しない本来の水田では、良質で均質なうまい米をつくらな

ななか問題の多いこの転作ですが、これまでうまい米づくりをめざして稲作一辺倒だった農家に、米が余ったから急に麦や大豆を作れといったところで、ななかそう簡単にはできるものではないかと思っております。例えば作業の機械化をどうするか、あるいは排水のことも考えなければいけませんし、それから栽培技術の指導ということも必要になってくるのではないかと思

いずれにしても流通・価格の、面を十分に整備して、農家にとって心配のないものでないといけませんので、県でも、そして国でもそういう方向に進んでいかなければならないと思

ここで、転作に成功した二つの例を紹介しましょう。これは昨年、麦と大豆を作った成功した例です。まず「麦づくり」の小矢部市水島地区の機械利用組合の加藤外喜男さんにきいてみましょう。

機械・集団化十意気込み

転作成功のかなめ

稲垣 水島地区で麦の集団化が始まったのはいつからですか。

加藤 集団化そのものが始まったのは五十三年の春でした。何

としても水田利用再編という私ども農民にとってはたいへん

(農業改良)普及所の方にも熱心に指導していただいたので、言

われるように懸命にやったとい

ています。

条件整備と技術指導も

重要性を増す

稲垣 まあ、小矢部市水島地区の麦づくりの場合も、それから大門町広上の折戸さんの大豆づくりの場合も、良い条件がそろっていたということになると思いますが、それにしても折戸さんがおっしゃったように、「これで失敗したら大変なことになるんだ」という気構えと言いますか、転作への意気込みが成功の原因のひとつではないかと感じました。

西本 西本さん、今、二人の方の事例を紹介したわけなんですけど、転作のための条件の整備と技術指導がいかに大切かということがわかりますね。

西本 そうですね。将来、転作で米以上の収入をあげるには、何といつてもそのための条件整備、あるいは増収のための技術

指導が必要であると考えています。それと、いま一つ、農家でも従来のような緊急避難的な転作ではなくて、農業経営の中にもいくつかの作目を入れていかなければならないという気持ちの整理が必要になるのではないのでしょうか。

稲垣 そうすると、新しい形の農業というものが出てきますね。**西本** さきほどの例にも見られましたが、できるだけ集団化することが望ましいと考えています。集団化して効率のいい転作、そして水田の利用体系を従来の水稲一辺倒から少しずつ変えていくことが望ましいわけですね。

稲垣 排水を効率よくやる。それから経費をかけないで転作を上手にこなしていくために、できる

だけ協同してやるということですね。そして、これからの農業は、今までのように個人個人ではなくて、部落あるいは集落がその農業経営、地域農業を育てる最少の基盤単位になっていかなければならないと考えます。

稲垣 具体的には転作用の機械の導入ということが問題になってくるわけですが…

西本 できるだけ従来の機械を使って過大な投資は避ける方向をとっていますが、それにしましても、新しい組織ができたなら転作用の機械は助成して、共同利用による機械化への対応を考えていくということですね。五十四年度予算でも、麦を中心に米にも使えるコンバインを五十台ぐらい、麦の乾燥施設についても約十カ所、貯蔵倉庫は一

大豆の種まきも集団化によって大型の機械を導入できる



カ所つくりました。

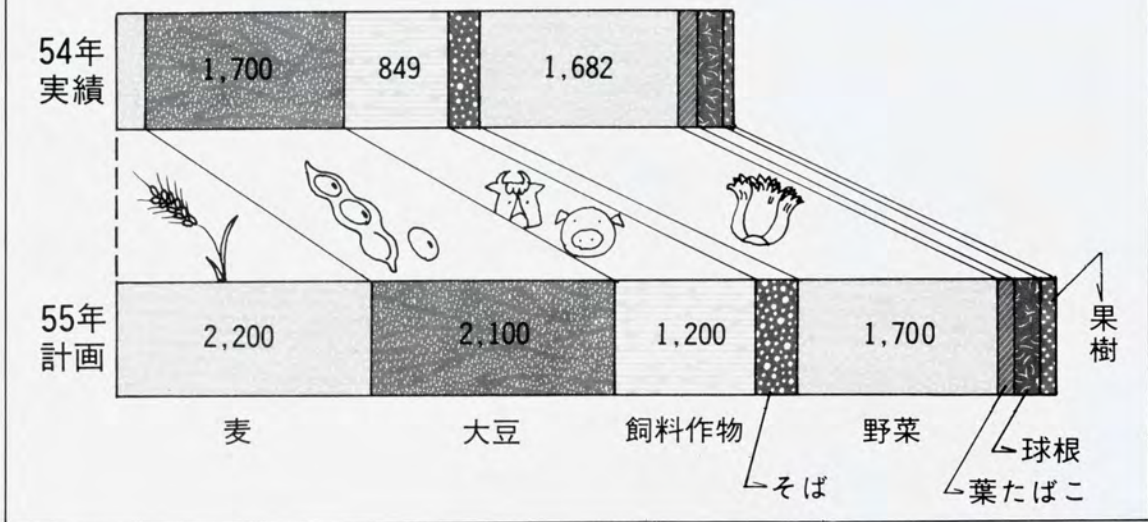
稲垣 折戸さんの話にもありましたが、排水事業も大事ではないでしょうか。

西本 本県の水田は、もともと稲作用には場整備されたものから、どちらかというと畑作には向かない面が多いわけです。今後は、田畑輪作がやれるよ

うなほ場にしていくため、従来の区画整理に排水事業を取り入れて、農地の汎用化を図っていきたく思っています。

稲垣 それから種子対策ですね。**西本** これについても当然ですが、麦・大豆の奨励品種を定めるため、現在、農業試験場で大麦については五十五年度、小麦

作物別転作計画面積(ha)



コンバインは水稲用のものをそのまま利用できる

は五十七年度を目標に、そして大豆は五十五年度を目標に試験栽培をやっています。

稲垣 その他に、当然技術指導ということもあるでしょうが、米作県である富山県の農業も、転作問題をきっかけに大きな曲り角にきていると言えそうです。それでは最後にもう一度、県

農協中央会副会長の松井さんにご登場願います。

松井 結局(転作を)受けていかなければならないと思うわけですね。

そこで、私どもは農家には三つの方向があると考えているんです。

まず一つは、おいしい米は増

収体系へと技術をうつとついで、生産手段を考えて増収の運動をやる。

そして二つめには、大豆と小麦は、それぞれ味噌、正油、そしてめん類向きとして非常に質がよいが生産量はまだまだおっつきませんから、これだけは何とかしてもやっていきたいと考えているわけです。

したがって三つめには、大きく面積を増やすために、やはり農地の利用を一人に十アールや二十アールではなく、集団にまとめて利用させてもらえるように一般の(兼業農家の)人たちに協力をお願いして、「地域集団」「地域農業」という方向にもっていくことだと思っております。

こういった三つの方向といいますが、考え方で八〇年代を乗り切っていきたいと考えています。

そして、「米づくりが即農業」ではなくして、あくまでも農業という総合所得の中で、ものを考えるようにしていきたいと考えています。

第9回
【青年の船農業部門】
 体験記録から

海外に視野を求めて

昨年の七月二十一日から二十二日間にわたって、アメリカ合衆国カリフォルニア州の大規模な農業を实地体験してきた、富山県青年の船農業部門の農業後継者たち、あるいは、新企画として参加した農業高校生たちは、いま自己の農業経営にその貴重な体験を活かして活躍を続けています。
 帰県して少し落ち着いたところで、その体験記を寄せていただきました。

「ホーム・ステイを通して見た」 カリフォルニア農業

高岡市 岩城理久男

私は、富山県青年の船農業部門団員として、現地に着くまでは、アメリカ農業は、広大な土地に大型農業機械を駆使して繰り上げられる大規模農場経営であり、日本だって広大な土地さえあれば、私の農業にたずさわ



灼熱の太陽の下でキュウリを収穫する団員（崎岡農場）

その自信を打ち砕かれてしまいました。

ムダを省いた合理的な経営

一例を挙げると、まず物を大切にし、ムダな投資は徹底して避けるということです。

農業機械などは二十年か三十年ものが、立派に現役として働いています。修理はほとんど自分の手で言い、しかも、自分の農場の作業条件に合うよう工夫をこらして使用しているのです。また、農閑期にはペンキを塗るなどして、雨の降らないこの地にあってもサビを防ぐのに気を使ったり、機械を大切にしています。

カリフォルニアは水の不便なところですが、これを克服するため、サンフランシスコ・ロスアンゼルス間に約千・(約青森—大阪間)の水路をつくり、広大な土地を所有しているにもかかわらず、年間休ませずに輪作体系を組み、土地を効率的に利用することに細心の注意を払っていました。

農地の少ない日本農業で、私



人と機械の調和した作業体系（トマト収穫風景：崎岡農場）



休けい時間はメキシコ人労働者となぎやかに談笑（野崎農場）

に合理主義というか、その経営方法は、現在の日本ではとてもできないのではないかと思われるものでした。
 しかも、その仕事ぶりはすさまじく、農場主も労働者も実に見て、日本の農業経営者は遊んでいるようなものでした。
 大きなハンデイを抱えている日本農業人は少し甘えているのではないだろうか。利益の追求を目ざした鋭い経営感覚と、農業に対する強い執念、そして、政府に頼ろうとしない自主独立のカリフォルニア農業の生き方を、まざまざと見せられて、いまさらながら自

も含めてこれだけの努力を払っているでしょうか。
厳しい労務管理
 広大な土地に大型農業機械を

駆使して、大規模農業経営をしていることはもちろんですが、日本でもそうであるように、機械では解決されない農作業があることは、カリフォルニアでも同様です。
 そのため、大量のメキシコ

人労働者を雇用しているのです。が、何と時間単位の雇用で、二時間だけというやうなやり方ならば行われていました。
 これに機械を導入してやるのですから、広くて多い農作業が一度に済んでしまうという、誠

分自身にムチ打つものを感じました。
ボスの一言
最後に、私がホーム・ステイに入った家のボス(八十歳)が私に、「自分の息子は、ハナタレ小僧だ」と言いました。

その息子は実に五十九歳、とてもハナタレどころか、大学を出ており、第一線でバリバリと働くプロにふさわしい経営感覚を持つ、立派な経営者でした。若くして単身異郷の地に渡りここまで築いたこの老いた農業経営者の自信が、こうした言葉に吐かせたのでしょうか。

一つの経営に自信を持ち、徹底して事を行い事業の成功に導くということを、その言葉の裏に見出した私は、自分の考えの幼稚で甘かったことをつくづくと反省させられた次第です。

一世、二世、三世と受け継がれていく過程での、この日系人農場の変化に、私は今後注目していきたい。そして、私のこれ

からの農業に活かしていきたいと決意を新たにしました。十年後には、またぜひ訪れた

いところ、それが私の見たカリフォルニア農場でした。(高岡市醍醐三三六(三十二歳))

養鶏専業経営
採卵鶏一万羽・育成鶏一万羽

カリフォルニア州を

この目で見て



福野高校農業科三年 雨野由典

きず大変はがゆい思いをしなが



満開の花が出荷されている花市場(ロスアンゼルス市内)

ら、とうとう出発の日を迎えてしまいました。
カリフォルニアへ向かう機中で、とにかく何でも見てやろう、特に日本との違いをみてこようと覚悟をきめました。
満開の花を出荷する花卉市場
カリフォルニアに到着して初めての見学地、ロスアンゼルス市内の中心部に
ある花卉市場を見学しました。ここはカリフォルニアに在住する日系農場の人たちが共同で経営する花卉市場でした。見て歩くうちに、日本の花屋さんとは少し状態が異なることに気づきました。どの花もすべて満開の状態が出荷されているのです。だから、まるでお花畑にいるような錯覚にとらわれるのです。日本では、まだ固いつぼみの花を出荷しますが、アメリカ人は満開の花を大量に購入し、家中に飾ります。花は満開ですから寿命は短かく、三、四日で散ってしまうので、その後また新しい花を大量に購入するということを聞いて大変びっくりしました。国柄の違いを感じましたが、これなら、花の需要が多くなりその回転も早いので、花の栽培者には大変有利だと思いました。

学生の自主運営による農業実習(ナーボン高校)

次に、私たちはロスアンゼルス郊外のナーボンハイスクール(高校)を見学しました。この高

校は、二千六百人の生徒が学ぶ普通高校です。

広い国土を有するアメリカだけあって、建物はすべて平屋建てで、大きなゆとりのある校舎の配置は、三、四階建ての日本の高校の風景と比較して大変すばらしく思いました。夏休みだったので、学生も少なく、授業

風景を見ることができなかったことは残念でした。

農業クラブや農場実習のあり方についてお話をしましたが、ここでは、家畜や作物などを買入れる代金は、すべて学生自身が工面をし、自分達の計画に従って管理運営を行い、出荷販売もすべて学生の手によって行

われているとのこと。学校はそのための施設を提供し、先生は学生の計画と実践について指導するだけであまり口出しをせず、学生にかなりの部分をまかせているのです。

こうして、若い時から自分で働き、そしてお金をもうけることについての苦勞を学びとる訓練をしているのだと思いました。もともと日本の農業高校でもこういう形を採り入れればよいのではないかと思いました。

ホーム・ステイで学んだこと

最後に、九日間のホーム・ステイで実習をし、農場主のお話を聞いた中で、大変感心したことを述べてみます。

それは時間を非常に大切に、しかも有効に使っているということ。日本のように作業時間中に、お客がきたからといって、ムダに休み時間をとるということがなく、決められた時間はきちんと守るようにしています。私は、日本の農業の労働時間の不規則さと人を頼んだ時の接待の多さには、不満を感じて

陽気に語りあう学生たち(ナーボン高校)



いました。アメリカでは契約に基づく以外の余計なことは一切しないという合理的な考え方なのです。
高校三年生になり進路を決める時期になりました。私はこれまで自分で独立した農業をやってみたいと思っていますが、何分にもまだ基礎ができていないために今は不安にかられています。しかし、農場主の言われた言葉「努力・研究・目的を絶えず欠かすな」を頭にたたきつけ頑張りたいと思います。
(福野町野新三一)



広大な土地で伸び伸びと育つ乳牛(マチャード農場)

ふるさと の民話



市町村民話①魚津市

暇

日

文・大谷清瑞 (光学坊研修道場住職)
絵・大久保隆文 (魚津市美術文化協議会理事)

(不転載)

●小さな子に読んであげてください。

【作者紹介】

大谷清瑞さん

魚津市文化財調査委員長
魚津市史編さん委員
社会福祉法人新川ウイラー
理事等を歴任

大久保隆文さん

魚津市美術展 最高賞受賞
県美術展 最高賞受賞
一陽会 入選八回

その分、一日草を刈って来んと暇をやる訳にはいかんわい」といふた。④草刈りというのは、馬一駄分の草を刈ることです。十二月といえば冬の最中じゃ。とつて刈る草などあるうはずはない。長者の腹つもりでは、男が降参して、二人前の手間賃を半分でもいいからというに違いないと思つたがじゃ。ところが男は、「ほい、わかつた。草を一駄刈つて来るでうごんを頼みますちゃ」といふて、馬を曳いて外に出た。⑤草刈日には、うごんを大鍋に煮て出すことになつていたので。男は、馬を小川のほとりへ連れて行つて、小川に生えてある水草を刈りはじめたがじゃ。やがて一駄分になつたもんで馬

に背負わせた。ところがじゃ、普通の草とちがて水草だもんで、その重いこと重いこと。かつとう馬は途中で腰を抜かしてしもた。力持ちの男はこの腰抜け馬を引きずつてきて、

むかし、ある所にとても欲ばりな長者があつたと。人使いが荒うて、強欲もんだから、なかなか男さ(奉公人)になり手がなかつた。ここに一人の力持ちの男があつたと。二人前の仕事をやるから、二人前の手間賃をくれりや奉公をしてやろうと、長者に申し出たがじゃ。そんなら仕事ぶりを見た上でと、長者はこの男を男さにしたがじゃ。この男はいつたとおりなかなかよく働いた。さて暇日になつたと。男は長者に、

「長いことお世話になつたれど、暇日になつたので暇をくだはれの」といふと、長者は、

「お前は六月の草刈日を二日休んどるから、草も馬ももろとも厩へドサつとほうり込んだがじゃ。」

「草は刈つてきたわい。うごんをよばれるぞこの」とわざわざ裸になつて、団扇で暑い暑いとおきながら、大鍋いっぱいのおごんを食べてしもた。そうして二人前だからいつて十二俵(昔は一俵は五斗でした)のお米をいつべんに背負つて、

「縁があつたら、また来年」といふて立ち去つたとき。

【解説】

昔、百姓奉公は一年定めといふことになつていました。一月十五日の小正月に約束が出来、二月の一日に「首しめ団子」をいただき、二日から働き、十二月末に暇をとります。その日を暇日といひました。大抵暮の二十七日か二十八日が暇日になりました。丸奉公といふのは一カ月のうち二十五日仕事につきました。お給料は普通で二石五斗(三七五キ)、馬使いが出来ると三石といふのが定でした。



T. Okubo.



家を買いたい

いよいよ今年は「マイホームを」と考えているのですが、土地や家を業者から買う場合、どんなことに注意したらよいでしょうか。

回答 土地や家は貴重な財産です。ですから、それを購入するときは、トラブルがおきないよう十分に注意を払うことが大切です。

■業者をよく調べましょう
不動産業を営むには免許が必要です。もぐりの業者と取引することのないよう注意してください。業者の名簿は県庁の建築住宅課にありますので、一度確かめてみるのもよいかと思えます。

■物件をよく確かめましょう
まず一度、現地を調べてみましょう。宅地の面積や地形、造成工事の状況、それから電気、ガス、水道の状態などに注意することが大切です。

■登記・法令の規制は
物件のある地区の登記所へ行って、所有者は誰になっているのか、抵当権などが設定されているかどうかを調べてみましょう。また、法律などいろいろな制限されている場合があります。その内容を県や市町村役場で確かめてみましょう。

たとえば、
(1)都市計画法による市街化調整区域内では、原則として住宅は建てられません。
(2)農地転用する場合、市街化区域内でしたら知事への届け出、他の場合は許可が必要です。
(3)建築基準法によって、都市計画区域内で建物を建てるには、「建築確認」が必要です。分譲住宅を買うときは、この点を確かめてください。

土地・家屋は貴重な財産 購入するときは慎重にしないと



また、都市計画区域内では建ぺい率等の制限があり、建物は幅四メートル以上の道路に二メートル以上接した宅地でない場合は建築できません。
(4)その他、土地・建物によって公法上の制限がある場合もありますので、よく調査することが必要です。

■物件説明書ももらいましょう
登記簿に記載された権利関係や法令による制限の内容、施設の整備状態などの大切な点を説明した物件説明書を契約の前にもらい、内容をよく検討してみましょう。
■資金計画は慎重に
住宅ローンを使う場合、借り

られる金額、利率、貸付期間、そして、毎月の返済額などを確かめることも必要でしょう。それから売買契約書に「ローンの利用ができない場合は、契約を白紙に戻し、支払済の金銭は返還すること」の一項を入れておくくらいの慎重さが大切です。
■契約書をよく読んで
契約するときは、印鑑を押す前によく契約書を読んでください。

心配な点、納得のいかない点があれば、よく聞いて確かめ、まちがっている点は遠慮なく書き直し、書き加えを要求しましょう。
■業者に払う手数料は
不動産業者を通じて売買や貸借等の取引が成立したときには、業者に手数料を払うこととなります。

手数料の最高限度額を定めた告示表が業者の事務所に掲示されています。
なお、業者が売主の場合には手数料はいりません。

「これだけは知っておきたい」

点数制度」の要点

昨年一年間交通事故で亡くなった方は県内で九十四名。前年に比べて十名も増えています。これらの原因の殆どが不注意やスピードの出し過ぎなどの交通違反です。悲惨な事故をおこさないように安全運転を心掛けた

いものですね。
ところで、罰金もさることながら、自動車等の運転者にとっておそれられている免許停止や取り消しは点数制度によって行われています。

点数制度とは自動車等の運転者が過去三年の間におこした交通違反や事故に対して、その内

容に応じて一定の点数をつけ、その合計点数によって免許の停止や取り消しをする制度です。交通違反や事故による点数が処分基準点数に達すると、免許の停止や取り消しになります。

交通違反や事故をおこして点数をつけられたり、または、それによって処分を受けても、その後一年以上違反や事故がなか

ったときは、それ以前の違反などの点数や前歴は無かったものとして取り扱われます。
過去二年間無事故、無違反であつたものが、一点、または二点の軽微な交通違反をした場合、その後三カ月間違反行為がなければ、その違反点数は計算されません。

交通違反が原因で事故をおこした場合には、原因になった交通違反の点数に、事故責任の重さ、被害の大きさなどによって事故点数が加えられます。

白い粉の恐ろしさ
覚せい剤の使用を続けると中毒になって頭痛、不眠等がおこってやせ衰えるだけでなく、恐ろしい精神障害もおこり、

・他人から狙われている
・他人に追いかけられている
・他人が自分の悪口を言っている
などの被害妄想におそれられ、殺人、放火、強盗等の凶悪犯罪につながるケースも多く見られます。

「恐怖の白い粉」 覚せい剤を追放しよう！

広がる汚染

「たった一度だけ」のつもりが一度だけではすまなくなる恐ろしい覚せい剤...
最近、この覚せい剤は全国的に広がる傾向にあり、深刻な社会問題になっています。
県内で、ここ数年覚せい剤事

件は増え続け、その使用者もホステス、労働者、商店主、そして主婦にまで広がっています。
覚せい剤は戦後の混乱期に全国的にまん延したヒロポンと同じものです。これらのほとんどは外国から密輸され、暴力団が中心となって売りさばっています。心身に有害な副作用があ

この恐ろしい「悪魔の薬」を追放し、健康で明るい生活を守るため、「覚せい剤は絶対使わない」「使わない」を合い言葉に県民総ぐるみで追放に立ちあげましょう。
覚せい剤についての情報は、すぐ警察に知らせましょう。

処分基準点数

過去3年以内の免許停止の回数	停止	免許の取り消し		
		欠格期間1年	欠格期間2年	欠格期間3年
0回	6点～14点	15点～24点	25点～34点	35点以上
1回	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点以上
2回以上	2点～4点	5点～14点	15点～24点	25点以上



自動車税の救済制度 個人事業税の救済制度

損をしている人が若干おられるようです。

税金には納期が定められています。ですから期限までに納めなければならぬわけですが、何が何でも期限までに納めることはありません。納税者の事情に応じて、納税の猶予や減免の制度があります。

例えば、災害や盗難にあつたとき、事業に大きな損失を受けたときなどは納税が猶予されることがあります。とにかく県税事務所までご相談ください。

このほか、身体や精神に障害のある方については自動車税や自動車取得税、特に富山県単独で個人事業税の減免制度があります。ここで、そのあらましを紹介しましょう。

自動車税・自動車取得税

〈減免の対象は…〉

次の条件に該当する場合に、身体障害者等一人について一台減免されます。

① 身体に障害のある人が所有している車を、その人自身が使う場合、または、そのような人と一緒にくらししている人が、その身体の不自由な人の通院や通学(園)、または、仕事のために使用する場合。

② 精神薄弱者と一緒にくらししている人が、その精神薄弱者の通

院・通学(園)のために使用する場合。

(身体障害者等の範囲は図1のとおりです。)

個人事業税の減免

〈減免の対象は…〉

① 身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている方に限りま

す) ② 特別障害者または特別障害者である扶養親族のある方。

〈手続きは…〉

減免を受けるには次の手続き(図2)を毎年とらなければなりません。

五十五年度の減免申請は三月中旬に、最寄りの県税事務所まで済ませてください。

①の方は所得金額の区分に応じて七千五百円から最高九千円が減額されます。

②の方は特別障害者または特別障害者である扶養親族一人に

図2. 減免を受けるためには次の手続きをとらなければなりません

自動車税・自動車取得税・減免申請書	申請書とともに提出していただく証明書			申請時に提示するもの
	自動車の運転者	証明事項	発行機関	
1 通 提出先および提出期限	身体障害者が運転する場合			・身体障害者手帳または戦傷病者手帳 ・自動車検査証 ・運転免許証
	身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合	・通学・通院(園)のため必要である旨の事実 ・小学校就学の始期に達するまでの方で身体障害者手帳の交付を受けていない場合 ・生業のためもっぱら使用している旨の事実	・校長、院(園)長 ・身体障害者更生相談所長 ・市町村長および民生委員	・身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳 ・自動車検査証 ・身体障害者等と生計を一にする者の運転免許証

(注)すでに減免を受けている方が年度の途中において自動車を買換えた場合さらに、前の自動車のまっ消登録証(写)または移転、変更後の車検証(写)が必要です。

減免される税	提出先	提出期間
自動車税	証紙によって納付する場合(新規登録)	自動車税の申告書提出する際
	納税通知書によって納付する場合	申請者の住所地を所管する県税事務所 納期限前7日まで
自動車取得税	富山県税務所分室(自動車会議所内)	自動車取得税の申告書提出する際

☎三二一四二二

口座振替もできます

自動車税や個人事業税の納税には、便利な口座振替が利用で

(内線三七七一九)

廃車のときはまじ消登録を

永年愛用していた車を交換したが、手続き一切はセールスマン任せ。新しい車は、外観、乗り心地とも申し分なしとばかり大いに満足していたが、ところが、五月になって自動車税の納税通知書が二通も届きビックリ。あわてて県税事務所へとび出していったが、調べてもらうと、前の車の名義がそのまま、というケースが例年、何

お世話になった車を交換したり、廃車したときは、最後まで、責任をもってしっかりと手続きをとりましょう。

確定申告は二月十五日まで

マイホームを新築したり、高額の治療費を支払った時、確定申告をすれば所得税が還付されることは、ご存知でしょう。昭和五十四年分の所得税や個人事業税、住民税等の確定申告の受付は二月十六日から、贈与税の

申告の受付は、二月一日から、それぞれ始まります。申告期限は三月十五日ですが、期限間近になると税務署は大変混雑しますから、できるだけ早く、申告を済ませるようになしてください。

図1. 減免を受けられる身体障害者等の範囲

(//で示した症状の方が、こゝでいう身体障害者等の範囲です)

障害の区分	障害の程度						戦傷病者手帳のみ交付を受けている人											
	身体障害者手帳の交付を受けている人						項 症 款 症											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
身 体 障 害 者	視 覚 障 害																	
	聴 覚 障 害																	
	平 衡 機 能 障 害																	
	上 肢 不 自 由																	
	下 肢 不 自 由	身体障害者が運転する場合																
		生計を一にする者が運転する場合																
	体 幹 機 能 障 害	身体障害者が運転する場合																
		生計を一にする者が運転する場合																
	心 臓 機 能 障 害																	
	じん臓機能障害																	
呼吸機能障害																		
音声言語機能障害																		
精神障害者	療育手帳の交付を受けている人						1. 障害の程度が重度「A」と判定された者 2. 1.以外の者のうち、小学校就学の始期に達するまでの者で精神の発達が遅滞しているため、日常生活において介護を必要とする者											

どなへんこいQ&A

建築設計事務所への報酬

Q ビルを建てようと考えています。そこで、その設計と工事の監理を建築設計事務所

に頼もうと思いますが、その報酬をどれくらい支払ったらいいのでしょうか。

A 建築物を建てようとする場合、建築主はそれに必要な設計や、工事の監理を、あなたの場合と同じように設計事務所依頼することになります。でも、それに対してどれくらい報酬を払ったらいのかは、なかなかわかりにくいところですね。

Q 報酬の相場というか、計算方法のようなものはないのですか。

A 設計や工事の監理に対する報酬は、これまでは普通、工事費用の何割という大まかなものでした。しかし、この方法では業務報酬の計算方法としては不合理でしたし、実情に合わない面も多くあったわけですね。そこで、適正な報酬の基準と

して、新たに定められたのが、「実費加算方式」(業務人・日数方式)と呼ばれるものです。

Q その「実費加算方式」というのは、どういう方法で計算するのでしょうか。

A この方式による報酬の計算は、直接人件費、経費、それから技術料の合計で行われます。まず、直接人件費というのは、設計などの業務を行う者の給与、手当、退職給与、それから法定

保険料などの一日あたりの人件費の額に、業務に従事する延べ日数を乗じた額のことです。

Q それでは、経費というのはどういう計算をするのですか。

A 経費は次の三つの経費の合計で表わします。

① 特別経費/これは出張旅費、特許の使用料等を加えた費用のことです。

② 直接経費/これは、印刷製本費、複写費、交通費など、設計の業務に直接必要な費用のことです。

③ 間接経費/これは建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、消耗品費などのうち、その業務に必要な費用のことです。

この三つの費用を加えたものが経費になるわけです。

そして、技術料というのはその業務、例えばあなたのビルを建てるための設計や、工事の監理などに発揮される技術、創造性などの対価として支払われる費用を意味しています。

Q 聞いていますと、計算がいぶんむずかしいように感じますが……

A たしかにむずかしいかもしれ

ませんが……

特に直接人件費の計算は複雑です。略算方式として建築物の用途や工事費の額に応じて、標準的な業務量(人・日数)が定

められています。(表1参照)ですから、この数字に技術者の標準的な人件費を乗じてもよいわけです。また、直接経費と間接経費に

ついては、その合計額を直接人件費と同じ額にしてもよいことになっていきます。そして、技術料については、建築物の計画内容によって差が

大きいので、お互いによく話し合ってみるのがよいでしょう。**Q** それでは、実費加算方式と略算方式による計算の例を紹介してください。

次に略算の例は表3のとおりです。

これは、標準的な業務内容に応じた業務人・日数を基礎にしています。これに、その業務以外の作業を加えて、一定レベルの技術者の人件費に換算して

A まず実費加算方式による算定ですが、これは表2のようになっています。この例では、担当する技術者の区分にしたがって、人件費を算定し、直接経費、間接経費も別々に計算して合計する方法をとっています。

建築士事務所では、業務の種類に応じてスタッフがきまっている場合には、この方法をそのまま適用することがあります。

Q この一定レベルの技術者というのは、どういう意味ですか。

A この場合、それは大学を卒業して三年から五年後に一級建築士の資格を取得して、その後二年間実務を経験した者の能力を目安にしています。

この日額人件費というのは、設計事務所の実情に応じたものを使うのが原則になっています。

Q その他、特に注意しなければならぬことはありますか。

A 設計などの業務報酬は、最終的には当事者間の合意で決められるものかもしれませんが、軽微な設計や特殊な設計をする場合以外には、この算定標準が守られるようにすることが大切です。

表2.<算定例①> 精算による場合

経費区分	業務区分								計 千円	
	技術者区分 および 日額人件費	企画研究		基本設計		実施設計		工事監理等		
		業務人 ・日数 人・日	直 接 人 件 費 千円	業務人 ・日数 人・日	直 接 人 件 費 千円	業務人 ・日数 人・日	直 接 人 件 費 千円	業務人 ・日数 人・日		直 接 人 件 費 千円
直接人件費	A @33千円	5	165	5	165	—	—	5	165	495
	B @30千円	5	150	5	150	10	300	10	300	900
	C @25千円	10	250	10	250	30	750	30	750	2,000
	D @20千円	—	—	20	400	50	1,000	60	1,200	2,600
	E @16千円	—	—	40	640	70	1,120	60	960	2,720
	F @11千円	30	330	—	—	70	770	—	—	1,100
計		50	895	80	1,605	230	3,940	165	3,375	9,815
直接経費		650千円		200千円		400千円		200千円		1,450
間接経費		300		1,500		3,800		3,000		8,600
特別経費		200		200		—		—		400
小計		2,045		3,505		8,140		6,575		20,265
技術料等経費										4,600
計										24,865

(注) 1. 直接経費等の積算根拠は省略 2. 業務内容は省略

表3.<算定例②> 略算による場合

経費区分	積算根拠	業務区分				計 千円	
		業務内容	設計		工事監理等		
			業務人 ・日数 人・日	直 接 人 件 費 千円	業務人 ・日数 人・日		直 接 人 件 費 千円
直接人件費	第3類 工事費3億円 日額人件費16,000円	標準業務内容 その他の業務 計	400 50 450	6,400 800 7,200	180 20 200	2,880 320 3,200	9,280 1,120 10,400
直接経費および間接経費	直接人件費×1.0						10,400
特別経費							—
技術料等経費	工事費×0.015						4,500
計							25,300

(注) その他の業務の内容の記述は省略

表1. 建築物の用途などによる類別と標準業務人・日数

建築物の用途など	工事費	5,000円	6,000円	8,000円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円	6億円	8億円	10億円	備考
		85	95	120	140	240	325	410	485	555	695	825	
第1類 工場、車庫、市場 倉庫など	設計	85	95	120	140	240	325	410	485	555	695	825	単位は人・日
	工事監理など	40	45	55	65	110	150	180	210	240	295	345	
	合計	125	140	175	205	350	475	590	695	795	990	1,170	
第2類 観覧場、学校、研 究所、庁舎、事務 所、百貨店、店舗 共同住宅など	設計	95	110	130	155	265	360	455	535	620	770	915	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当するものを必要とするものを含む。
	工事監理など	45	50	65	75	125	165	200	235	265	330	385	
	合計	140	160	195	230	390	525	655	770	885	1,100	1,300	
第3類 銀行、美術館、図 書館、公会堂、劇 場、映画館、ホテ ル、料理店、病院 診療所など	設計	100	120	145	175	290	400	500	590	680	850	1,005	第1類・第2類の建築物のうち第3類の建築物に相当するものを必要とするものを含む。
	工事監理など	50	55	70	80	135	180	220	260	295	360	425	
	合計	150	175	215	255	425	580	720	850	975	1,210	1,430	

建築物の用途など	工事費	1,000円	1,500円	2,000円	備考
		33	45	57	
第1類 戸建住宅(一般的 な木造戸建住宅を 除く)	設計	33	45	57	()は基本設計と実施設計を区別せず詳細な設計を行わない場合の業務に対応するもの
	工事監理など	17	23	30	
	合計	50	68	87	
第4類 一般的な木造戸建 住宅	設計	18(10)	24	29	
	工事監理など	8(5)	11	15	
	合計	26(15)	35	44	

①(1)表は1級建築士の免許取得後2年相当または2級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務経験を有する者が設計または工事監理(非常駐監理)を行うために必要な業務人・日数の標準。(2)また、記念建造物、社寺、教会堂、茶室、室内装飾、家具造作などに関する特殊なものは含まれない。

マルチ商法の はなし

マルチ商法は、「ネズミ講式販売法」ともいわれているようにネズミ講に似た方式で、加盟員(販売員)を組織化する特色があります。つまり、本部と独立の加盟者がつぎつぎに他の者を組織に加盟させ、組織の上級に昇進させることにより組織の拡大を図ります。その拡大の推進力として新加盟者が支払う加盟金の一部や、加盟者の商品仕入れによる卸売利益を、勧誘に成功したり、昇進した既加盟者に配分するものです。このシステムは消費者や加盟者にも被害を与えることがあるため、法律できびしく規制されています。

自殺までも…

マルチ商法の被害

▽退職金を元手にマルチを始め、最初は順調だったが、当人が勧誘した加盟員からうらみを買った。などいに行き詰まり自殺した。(二十七歳・男性)

▽サラ金から借金をしてマルチを始め、商品も売れず、人も集められずに借金の催促に追い回され、家出した。(二十一歳・男性)

こんなはずではなかったが…



一家出でもしようかしらん

商品売らず勧誘に夢中 マルチ商法の仕組み

マルチ商法に加盟するために、入会金、権利金、商品代金などの名目で金銭の支払いが義務付けられ、その額は上位ランクになるほど高額になります。逆に、上位ランクになるほど利

「どなたでも高収入が得られますよ」



—うまい話ばかりはありません—

マルチ商法の勧誘にはいろいろのやり方がありますが、一番典型的な例は次のとおりです。勧誘はまず加盟者が新規に加盟させようとする人を説明会場へ連れて行くことから始まりです。しかし、見ず知らずの他人を連れて行くこととすると不審に思われるので、友人・知人・同窓生など、誘ってもあまり不審を抱かない人を対象にします。その場合、マルチ商法の話は一

切せずに、「良いアルバイトがある」「良い話だから信用して一緒にきてくれ」などといって誘い込み、商品説明のほか特殊な成功例をあげて誰でも高収入をあげることが確実であるようなことが強調されます。説明終了後新規に加盟させようとする人を何人かで取り囲み、人間の欲望

や競争心を巧みにくすぐるなどの心理戦術を駆使して、「契約する」というまで何時間でも説得を続け、契約書にサインをするとマルチ業者はすぐに金銭の支払いを要求します。この場合親とか友人から借金をさせ、これを「足かせ」にして脱会を防止しているような例もあります。

禁止したり、②そのマルチ商法や契約の内容を明らかにした書面の交付を義務付けるなど、一般の人が事情を知らずにマルチ商法に加盟することのないようにしています。また、「訪問販売等に関する法律」により、新たにマルチ商法に加盟した人、または上位ランクへ昇格した人に対し、一定期間内はマルチ業者に書面で解約を通知すれば無条件に契約を解除できる権利が与えられています。これは「クーリングオフ」と呼ばれ、文字どおり頭を冷やして考えるという意味です。

クーリングオフができる 法的規制

マルチ商法は「訪問販売等に関する法律」により規制されて

おり、①絶対儲かるなど不当なことを言ってお誘いをすること

このクーリングオフの期間は十四日間であり、この期間内なら無条件で契約の解除ができます。その場合、マルチ業者は損害賠償や違約金の支払いを請求できず、商品の引き取り費用も業者持ちとなります。

期間の起算は加盟者が契約内容を明らかにした書面の交付を受けた日のいずれか遅い日からなされます。

頭を冷やして考えなおしてみよう



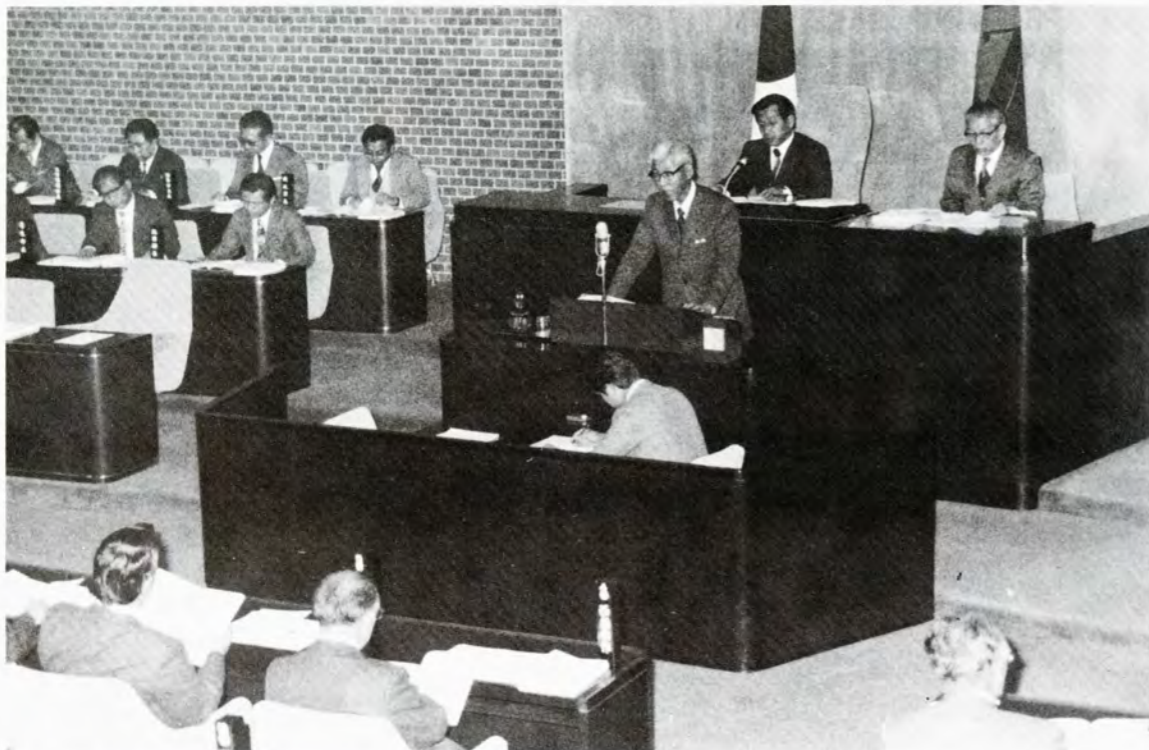
—クーリングオフ制度—

今冬は「省資源」「省エネ」ということでお互いに寒さに対して、ガマンを続けてきました。しかしいま、その事情はさらにきびしくなりました。

5%節約の石油は7%に
19℃の暖房が18℃に
さあ!!もうひとふんばり、やがて暖かい春風が景気を持ち込んでくれるでしょう。

- ①自分一人で決めずに、十分、家族と話し合うこと。
 - ②契約を強制してくるような場合は、相手がいくら親しい友人であってもき然とした態度で拒否すること。
 - ③話がうますぎたり、不可解な場合、契約の解除にあたっては書面で行うことが必要で、後のトラブルを避けるためには内容証明郵便が適当と思われる。
 - ④契約をした場合は本当に自分がやっていけるかどうか冷静に考え直し、やめる場合はクーリングオフ制度を活用すること。
- なお、マルチ商法についての問い合わせや苦情は、富山県民生活課(☎〇七六四一三二四—一代)または、県消費生活センター(☎〇七六四一三二—九二三三)へお問い合わせください。

12月1日▶1月15日



12月8日～18日

12月定例県議会開く

12月定例県議会が、会期11日間の日程で開かれ、一般会計補正予算案など予算12件、条例改正3件、その他10件の合わせて25案件が可決されました。

12月20日～21日

物価Gメン 年末一斉物価監視

年末年始になると例年生活必需品の値上がり気味となることから、県の県民生活安定対策本部は、正月用食料品などの価格をチェックしました。調査には、県職員が10班にわかれて、生鮮食料品、防寒・除雪用具、石油製品などの価格、入荷、在庫、販売動向をつぶさに調査するとともに、売り場の担当者から需給見通しなどの聞きとり調査を行い、不

当な値上げがないか監視の目を光らせていました。

12月21日

54年産米収穫量 29万ト

北陸農政局富山統計情報事務所がまとめたところによると、県内の54年産水稲収穫量は、前年よりも1万1,600ト少ない29万1,800トにとどまりました。これは、作付面積の減少に加え、台風と長雨による被害が響いたもので、46年、47年に続く低収穫量となりました。

12月21日

高岡に県営駐車場

富山県都市計画地方審議会は、県営高岡駐車場建設の承認を答申しました。この駐車場は、高岡市末広町の民有地2,280平方メートルを買収して建設

2月の街頭献血

10:00～

富山駅前 2・9・16・17・23日
富山西武前 10日
高岡駅前 2・9・24日
氷見市役所前 5日
魚津サンプラザ前 16日

しようというもので、鉄筋3階建てで、約170台の駐車が可能。昭和55年3月に着工し、7月に完成、8月から営業開始できる予定です。

12月23日

富山空港整備に11億3,800万円

県では、航空需要の増大に対処するため、現富山空港の拡張計画をすすめています。55年度政府予算案に11億3,800万円の富山空港整備費が盛り込まれたことから、地元住民のコンセンサスを心得、来年度には着工したい意向です。この整備計画は中型ジェット機の離着陸できる2,000メートルの滑走路と、濃霧や雪から飛行の安全を守る各種装置を整備するものです。

1月4日

ロートレック作品など8点を購入

県では、県立美術館の収蔵作品と

して、フランスの画家、ロートレックの石版画「彼女たち」をはじめ、ピカソ、ベーコン、マンズー、前田寛治、荒川修作、金山康喜等の作品8点を購入価格約2億5千万円で購入しました。これで常設展示を目的に購入した作品は63点となりました。

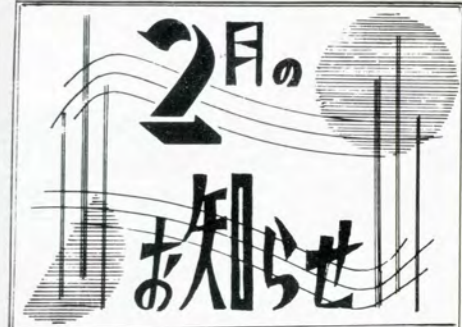
1月7日

省エネ、主婦の9割に浸透

県では、54年10月に、県内居住の主婦610人を対象に、省エネルギーに関する意識度、実行度の実態調査を実施し、その結果がこのほどまとまりました。これによると、「石油消費節約をしなければ」が89.9%で、その主な節約方法の中で、電灯やテレビのスイッチをこまめに切る主婦が61.7%、ときどき切る主婦が34.9%で、95%以上が実行しているなど、省エネについての意識は高い率を示していることがわかりました。



ロートレックの「彼女たち」



●県営住宅入居申し込み案内

- ・新設住宅
 - 富山市赤田団地 66戸
 - 富山市石坂団地 48戸
- ・既設住宅
 - 空家が生じた場合に入居する補欠者
 - 受付期間/2月18日(月)～2月29日(金)
 - 受付場所/県庁建築住宅課・太閤山団地建設事務所・高岡市住宅課・新湊市管理課

●県民大学校専門講座記念講演

- 日時/2月23日(土) 午後1時30分～
- 場所/教育文化会館ホール
- 講師/色川大吉
- 演題/「歴史と人間の運命」

●第32回県体スキー競技会開催

部別	1部・(競技スポーツ)	2部・(県民スポーツ)	3部・(健康・体力づくり)
種別	成年・少年	一般・中学	高齢者・親子
会場	2月23日(土)～25日(月)		2月24日(日)
砺波市 夢の平スキー場	大回転		スキー教室
城端町 立野ヶ原丘陵	距離競技・リレー		

● Gondolaski場の行事案内

- たくさんの方のスキーヤーでにぎわう県営 Gondolaski場で、「ビックリスラローム大会」と「デュアル・レーシング大会」が開催されます。
1. ビックリ・スラローム大会
 - 日時/2月11日(月)
 - 場所/県営 Gondolaski場 ユートピアゲレンデ
 - 対象/初心者および初級者(ボーゲン程度)
 - 受付/当日午前9時から Gondolarift の山麓駅で行います。
 2. デュアルレーシング大会(勝ち抜き方式)
 - 日時/2月24日(日)
 - 場所/ Gondolaski場 山頂パラダイスゲレンデ
 - 受付その他くわしいことは、県企業局開発課(☎41-6166内線380)に問い合わせください。

幻想 蠟型鑄造水盤

須賀松園作



蠟型鑄造の名匠・国指定の無形文化財保持者須賀松園翁が長逝されたことはまことに痛惜に堪えない。

松園は高岡在住・江戸風の蠟型鑄造を伝えた初代亥子蔵について二代目松園を名のり、須賀一門の盛名の原動力であった。

蠟型鑄造は大陸では殷周漢の三代の古銅器が著名であり、本邦では千有余年奈良朝の昔、薬師寺の聖観音菩薩、興福寺の華原磐などの名作技法が伝えられ特有の柔らかさ、雅緻に富む鑄肌の美しさに魅せられる。

松園の鑄造はこの伝統の技法に精通錬磨するとともに、新しい現代感覚に統合された厳しく鋭い個性的な作品に巨匠の風格が偲ばれる。

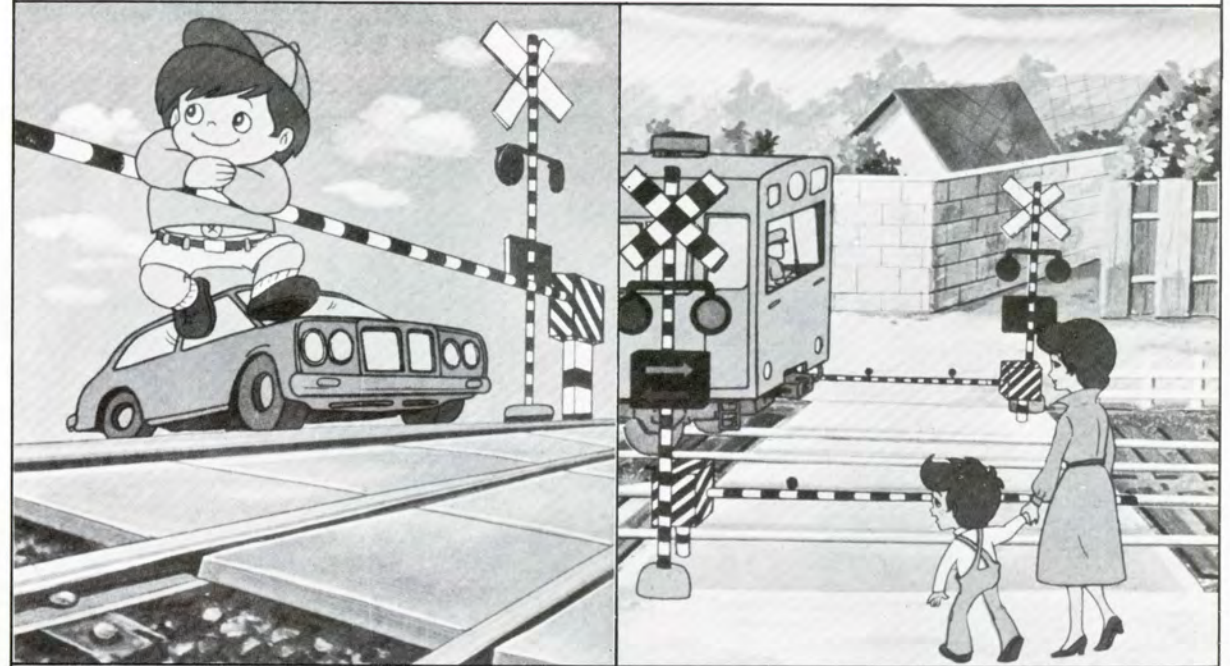
この作品も伝統の蠟型技法に加えて、デザインの新鮮さ、構想表現に松園の個性的で豊かな詩想がうかがえる優作であろう。

佐藤良成



ゲンちゃん

ふみきりからはなれましょう。



ゲンちゃんはたいへんきけんなことをしています。こんなことをしているとあぶないですね。よいこはふみきりのちかくではどうしますか。

ふみきりではまずたちどまりめとみみでみぎひだりのあんぜんをたしかめてからわたりましょう。そのほかふみきりでちゆういをしなければいけないことがたくさんあります。みんなといろいろはなしあつてね。

踏切では必ず立ちどまり、目と耳で安全を確かめてから渡らせましょう。

幼児には、潜在的に「とび出す」行動心理があります。それは、どんな状況にあっても変わりません。踏切には幼児ひとりで近づけてはいけません。おかあさんは幼児の手首を握り警報機が鳴っているとき、しゃ断機が降りているときは絶対ぐり抜けてはいけないことを、その都度教えてください。よく大人が、しゃ断機の降りる寸前にかいぐって渡るのを見かけたりしますが、幼児は大人の真似をしますので、こうした行為はやめてください。踏切では、まず立ちどまり、前後左右を見わたし、耳を傾ける等安全を確かめてから渡る習慣をつけさせましょう。また、電車や列車が

通過するときは、巻き込まれないよう、線路際から離れて待つようにさせましょう。通過した後でも、すれ違いや同方向から別の電車や列車が来ることもあるので、よく確かめたうえで渡らせましょう。線路内での遊びや通行はさせないようにしてください。

ママから幼児への質問事項

「警報機って何?」「しゃ断機って何?」「警報機が鳴っていたり、しゃ断機がおりているときはどうすればいいの?」「警報機が鳴ってなくて、しゃ断機もおりていない踏切は、そのままさっさと渡っていいの?」

GONDORA SKI '80



ヨーロッパの
立山
山麓
ゴンドラスキー場

